

監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

東京都水道局が発注する工事案件に配置する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格又は雇用関係の確認については、契約担当部署において次のとおり行います。

- 1 公表期間中に、希望票兼予定監理技術者等調書の提出により工事希望申込をするとともに、監理技術者等が次の要件を満たしていること。
 - (1) 当該工事案件の希望締切日において雇用期間が3か月以上あること。
 - (2) 当該工事案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）
以上となる場合は、開札日において他の工事に従事していないこと。※

※専任を必要とする主任技術者の兼務が認められた場合、あらかじめ専任を要しない期日が明示されている場合
及び建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者の専任義務の緩和）の適用を受ける場合を除く

※営業所専任技術者は、現場における専任の監理技術者等として配置できません。ただし、請負金額が4,000
万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合、一定の要件を満たせば、営業所専任技術者の工事現
場への配置が認められる場合があります。

- 2 工事希望申込後に監理技術者等を変更する必要が生じた場合、予定監理技術者等変更理由書
(様式は任意) を提出してください。

- 3 落札予定者となった方は、配置する監理技術者等の資格又は雇用関係を確認するため、次の書類を提出してください。なお、予定していた監理技術者等が1の要件を欠くこととなった場合、このときに新たな監理技術者等を配置して、予定監理技術者等変更理由書及び確認書類を提出してください。（後日の提出は認められません。）

- (1) 監理技術者の場合

「監理技術者資格者証」の写し

「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格証の裏面に貼付される「監理技術者
講習修了履歴」の写し

* 令和3年1月1日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が、同講習を受講した
日の属する年の翌年の1月1日となっており、同1月1日から5年後の12月31日が
同講習の有効期限となります。

* 「監理技術者資格者証」で希望締切日においての3か月以上前から恒常的雇用確認
できない場合は、別途確認できるもの（健康保険被保険者証※の写し等）を提出し
てください。

- (2) 主任技術者の場合

「雇用関係が確認できる書類」の写し

例) 健康保険被保険者証※ 住民税特別徴収税額通知書 等

※健康保険被保険者証を提出いただく場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキング
を施していただきますようにお願いします。

- 4 3の時点で、契約担当者が監理技術者等の確認を行えなかった場合、その落札予定者の入札は
無効となります。

- 5 建設共同企業体案件の場合は、第一順位構成員を含む構成員全員分の確認をします。

- 6 この取扱いは、令和6年7月1日以降に公表（公告）する工事案件を対象に実施します。

この表は参考資料です。

国等の制度改正により変更されることがありますので、最新の情報を確認してください。

区分	No.	資格区分
	1	建設業法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)
	2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)
	3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上) (大臣認定者)
	4	建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上) (大臣認定者)

区分	No.	資格区分	業種	実務経験注1
「建設業法」に定める資格				
	1	1級建設機械施工技士	土・と・ほ・解※1	
	2	2級建設機械施工技士	土・と・ほ・解※1	
	3	1級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・塗・水・解※2	
	4	2級土木施工管理技士(土木)	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水・解※2	
	5	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗	
	6	2級土木施工管理技士(薬液注入)	と・解※1	
	7	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解※2	
	8	2級建築施工管理技士(建築)	建・解※2	
	9	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋・解※2	
	10	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具	
	11	1級電気工事施工管理技士	電	
	12	2級電気工事施工管理技士	電	
	13	1級管工事施工管理技士	管	
	14	2級管工事施工管理技士	管	
	15	1級造園施工管理技士	園	
	16	2級造園施工管理技士	園	
	17	1級電気通信工事施工管理技士	通	
	18	2級電気通信工事施工管理技士	通	
「建築士法」に定める資格				
	1	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内	
	2	2級建築士	建・大・屋・タ・内	
	3	木造建築士	大	
「技術士法」に定める資格				
	1	建設、総合技術監理（建設）	土・と・電・ほ・しゅ・園・解※2	
	2	建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設）「鋼構造及びコンクリート」	土・と・電・鋼・ほ・しゅ・園・解※2	
	3	農業「農業土木」又は「農業農村工学」、総合技術監理（農業）「農業土木」又は「農業農村工学」	土・と・解※1	
	4	電気・電子、総合技術監理（電気電子）	電・通	
	5	機械、総合技術監理（機械）	機	
	6	機械「流体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」、総合技術監理（機械）「流体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」	管・機	
	7	上下水道、総合技術監理（上下水道）	管・水	
	8	上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理（上下水道）「上水道及び工業用水道」	管・井・水	
	9	水産「水産土木」、総合技術監理（水産）「水産土木」	土・と・しゅ・解※1	
	10	森林「林業」又は「林業・林産」、総合技術監理（森林）「林業」又は「林業・林産」	園	
	11	森林「森林土木」、総合技術監理（森林）「森林土木」	土・と・園・解※1	
	12	衛生工学、総合技術監理（衛生工学）	管	

区分	No.	資格区分	業種	実務経験 ^{注1}
	13	衛生工学「水質管理」、総合技術監理（衛生工学）「水質管理」	管・水	
	14	衛生工学「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」、総合技術監理（衛生工学）「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」	管・水・清	
「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格				
	1	第1種電気工事士	電	
	2	第2種電気工事士	電	3年
	3	電気主任技術者(第1～3種)	電	5年
「電気通信事業法」に定める資格				
	1	電気通信主任技術者	通	5年
「水道法」に定める資格				
	1	給水装置工事主任技術者	管	1年
「消防法」に定める資格				
	1	甲種消防設備士	消	
	2	乙種消防設備士	消	
「職業能力開発促進法」に定める資格				
	1	建築大工(1級)	大	
	2	建築大工(2級)	大	3年
	3	型枠施工(1級)	大・と・解 ^{※1}	
	4	型枠施工(2級)	大・と・解 ^{※1}	3年
	5	左官(1級)	左	
	6	左官(2級)	左	3年
	7	とび・とび工(1級)	と・解	
	8	とび・とび工(2級)	と・解	3年
	9	コンクリート圧送施工(1級)	と・解 ^{※1}	
	10	コンクリート圧送施工(2級)	と・解 ^{※1}	3年
	11	ウェルポイント施工(1級)	と・解 ^{※1}	
	12	ウェルポイント施工(2級)	と・解 ^{※1}	3年
	13	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管	
	14	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	管	3年
	15	給排水衛生設備配管(1級)	管	
	16	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年
	17	配管「建築配管作業」・配管工(1級)	管	
	18	配管「建築配管作業」・配管工(2級)	管	3年
	19	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	屋・管・板	
	20	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	屋・管・板	3年
	21	タイル張り・タイル張り工(1級)	タ	
	22	タイル張り・タイル張り工(2級)	タ	3年
	23	築炉・築炉工(1級)・レンガ積み	タ	
	24	築炉・築炉工(2級)	タ	3年
	25	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	石・タ	
	26	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年
	27	石工・石材施工・石積み(1級)	石	
	28	石工・石材施工・石積み(2級)	石	3年
	29	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(1級)	鋼	
	30	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(2級)	鋼	3年
	31	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）	筋	
	32	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）	筋	3年
	33	工場板金(1級)	板	
	34	工場板金(2級)	板	3年
	35	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板	
	36	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年
	37	板金・板金工・打出し板金(1級)	板	
	38	板金・板金工・打出し板金(2級)	板	3年
	39	かわらぶき・スレート施工(1級)	屋	
	40	かわらぶき・スレート施工(2級)	屋	3年

区分	No.	資格区分	業種	実務経験 ^{注1}
	41	ガラス施工(1級)	ガ	
	42	ガラス施工(2級)	ガ	3年
	43	塗装・木工施工・木工塗装工(1級)	塗	
	44	塗装・木工施工・木工塗装工(2級)	塗	3年
	45	建築塗装・建築塗装工(1級)	塗	
	46	建築塗装・建築塗装工(2級)	塗	3年
	47	金属塗装・金属塗装工(1級)	塗	
	48	金属塗装・金属塗装工(2級)	塗	3年
	49	噴霧塗装(1級)	塗	
	50	噴霧塗装(2級)	塗	3年
	51	路面標示施工	塗	
	52	畳製作・畳工(1級)	内	
	53	畳製作・畳工(2級)	内	3年
	54	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床 仕上げ施工・表装・表具・表工具(1級)	内	
	55	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床 仕上げ施工・表装・表具・表工具(2級)	内	3年
	56	熱絶縁施工(1級)	絶	
	57	熱絶縁施工(2級)	絶	3年
	58	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテン ウォール施工・サッシ施工(1級)	具	
	59	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテン ウォール施工・サッシ施工(2級)	具	3年
	60	造園(1級)	園	
	61	造園(2級)	園	3年
	62	防水施工(1級)	防	
	63	防水施工(2級)	防	3年
	64	さく井(1級)	井	
	65	さく井(2級)	井	3年

民間資格

1	地すべり防止工事士 ^{注3}	と・井・解 ^{※1}	1年
2	基礎施工士(平成27年度以降の合格者に限る) ^{注4}	と	
3	建築設備士 ^{注5}	電・管	1年
4	1級計装士 ^{注6}	電・管	1年
5	解体工事施工技士 ^{注7}	解	

「建設業法」に定める資格(登録基幹技能者講習)^{注8・注9・注10}

1	登録電気工事基幹技能者講習	電・通
2	登録橋梁基幹技能者講習 ^{注8}	鋼・と ^{注9}
3	登録造園基幹技能者講習	園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者講習	と ^{注9}
5	登録防水基幹技能者講習	防
6	登録トンネル基幹技能者講習 ^{注8}	と ^{注9}
7	登録建設塗装基幹技能者講習	塗
8	登録左官基幹技能者講習	左
9	登録機械土工基幹技能者講習	と ^{注9}
10	登録海上起重基幹技能者講習 ^{注8}	しゅ
11	登録PC基幹技能者講習	と ^{注9} ・筋
12	登録鉄筋基幹技能者講習	筋
13	登録圧接基幹技能者講習	筋
14	登録型枠基幹技能者講習	大
15	登録配管基幹技能者講習	管
16	登録鳶・土工基幹技能者講習	と ^{注9}
17	登録切断穿孔基幹技能者講習	と ^{注9}
18	登録内装仕上工事基幹技能者講習	内
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	具
20	登録エクステリア基幹技能者	タ・と ^{注9} ・石
21	登録建築板金基幹技能者講習	板・屋
22	登録外壁仕上基幹技能者講習 ^{注8}	塗・左・防
23	登録ダクト基幹技能者講習	管
24	登録保温保冷基幹技能者講習	絶
25	登録グラウト基幹技能者講習	と ^{注9}

区分	No.	資格区分	業種	実務経験 ^{注1}
	26	登録冷凍空調基幹技能者講習	管	
	27	登録運動施設基幹技能者講習	と ^{注9} ・舗・園	
	28	登録基礎工基幹技能者講習	と ^{注9}	
	29	登録タイル張り基幹技能者講習	タ	
	30	登録標識・路面標示基幹技能者講習 ^{注8}	と ^{注9} ・塗	
	31	登録消火設備基幹技能者講習	消	
	32	登録建築大工基幹技能者講習	大	
	33	登録硝子工事基幹技能者講習	ガ	
	34	登録ALC基幹技能者講習	タ	
	35	登録土工基幹技能者講習	と ^{注9}	
	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	絶	
	37	登録発破・破碎基幹技能者	と ^{注9}	
	38	登録建築測量基幹技能者	大	
	39	登録解体基幹技能者	解	
	40	登録圧入工基幹技能者	と ^{注9}	
	41	登録送電線工事基幹技能者	と ^{注9} ・電	
	42	登録さく井基幹技能者	井	

- (注1) 実務経験は、資格合格後に要する期間とする。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた職業能力開発促進法に定める資格については、合格後1年以上の実務経験を要するものとする。
- (注2) 解体工事業に記載の注記（※印）については以下のとおり
- ※1： 経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技術者に該当する場合は、令和3年6月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされる。
- ※2： 「建設業法」に定める資格は平成27年度までの合格者について、「技術士法」に定める資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要となる。
上記いづれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる（2級建築施工管理技士（建築）については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はない）。
〔登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって、国土交通大臣の登録を受けたものをいう。〕
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。
- (注5) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
- (注6) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。
- (注7) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。
- (注8) 登録基幹技能者講習修了証の様式について、新様式には、主任技術者の要件を満たす者であると認められる旨明記することとなっている。旧様式においても、10年の実務経験を有する建設業の種類が明記されているが、登録橋梁基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習、登録標識・路面標示基幹技能者講習、登録外壁仕上基幹技能者講習については、旧様式では確認できなかったため、該当業種について10年の実務経験を確認する。
- (注9) 登録基幹技能者講習の制度において、土木工事業については主任技術者の要件として認められない。（いづれの業種の登録基幹技能者講習を修了した者であっても土木工事業の主任技術者の要件として認められない。）特に、「と」で示されるとび・土工工事業の業種に該当する登録基幹技能者講習を修了した者でも土木工事業の主任技術者の要件として認められていないことに留意する。
- (注10) 登録基幹技能者講習は監理技術者の要件としては認められない。